

# 福岡県建設工事における入札・契約の過程 に係る苦情処理手続要領の制定について

平成 14 年 12 月 24 日  
14 管行第 136 号の 2  
総務部長依命通達

本 庁 各 部 (課、室) 長  
警 察 本 部 長  
教 育 長  
各 委 員 会 (委 員) 事 務 局 長  
県 議 会 事 務 局 長  
各 出 先 機 関 の 長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び同法第 15 条第 1 項に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨等を踏まえ、その手続について「福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領」を別紙のとおり制定しましたので、その内容を十分に理解され、適切な事務処理を行ってください。

以上のとおり命により通達します。

# 福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領

最終改正 令和3年2月10日 2財活第2858号

## (趣旨)

**第1条** この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び同法第15条第1項に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定)において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するように定められた趣旨を踏まえ、福岡県が発注する建設工事における入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理するために必要な手続を定めるものとする。

## (対象工事)

**第2条** この要領において、苦情処理の対象となる工事は、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第2条第1項に規定する建設工事で次に掲げるものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるもの及び予定価格が250万円以下のものは対象としない。

- (1) 福岡県建設工事競争入札に関する基本要綱(平成6年8月10日6管行第97号総務部長依命通達。以下「基本要綱」という。)第3条第1項第1号に規定する一般競争入札方式(以下「一般競争入札」という。)により入札を行う工事
- (2) 基本要綱第3条第1項第2号に規定する公募型指名競争入札方式(以下「公募型指名競争入札」という。)により入札を行う工事
- (3) 基本要綱第3条第1項第3号に規定する通常型指名競争入札方式(以下「通常型指名競争入札」という。)により入札を行う工事
- (4) 隨意契約により契約を行う工事

## (苦情申立ができる者及び申立ができる範囲)

**第3条** 苦情申立ができる者及び申立ができる範囲は次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札  
福岡県建設工事一般競争入札実施要領(平成8年3月6日7管行第196号総務部長依命通達)第7条の規定により競争参加資格確認申請書等(電子入札(電子情報処理組織契約担当者(福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第143条第1項に規定する契約担当者をいう。以下同じ。)使用に係る電子計算機と入札参加者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)を使用して行う入札手続をいう。)を行う工事(以下「電子入札対象工事」という。)の場合は、当該競争参加資格確認申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を含む。)を提出した者のうち、同要領第9条第3項の規定により競争参加資格がないと決定された通知書(電子入札対象工事の場合は、当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を受領した者 競争参加資格がないと決定された理由
- (2) 公募型指名競争入札  
福岡県建設工事公募型指名競争入札実施要領(平成8年3月6日7管行第196号総務部長依命通達)第5条の規定により技術資料等(電子入札対象工事の場合は、当該技術資料等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を提出した者のうち、同要領第8条の規定により非指名理由の通知書(電子入札対象工事の場合は、当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を受領した者 非指名理由

(3) 通常型指名競争入札

当該入札と同一の工事種別（建設工事競争入札参加資格者名簿の工事種別。以下「工事種別」という。）に登録がある競争入札参加資格業者のうち、当該通常型指名競争入札に参加できる者として指名されなかった者 非指名理由

(4) 隨意契約

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第3条第1項に規定する「許可」を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかった者 当該契約の相手方として選定されなかった理由

**(苦情申立の方法)**

**第4条** 苦情の申立は、次に掲げる期間内に、苦情申立書（様式第1号）により、契約担当者に対して行うものとする。この場合において、当該書面は契約担当者に持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めないものとする。

- (1) 前条第1号に掲げる苦情にあっては、契約担当者が競争参加資格がないと決定した通知を行った日の翌日から起算して5日間（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
- (2) 前条第2号に掲げる苦情にあっては、契約担当者が非指名の通知を行った日の翌日から起算して5日間（休日を除く。）
- (3) 前条第3号に掲げる苦情にあっては、契約担当者が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日間（休日を除く。）
- (4) 前条第4号に掲げる苦情にあっては、契約担当者が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日間（休日を除く。）

**(苦情申立の処理)**

**第5条** 契約担当者は、苦情の申立があった場合には、苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に苦情申立に係る回答書（様式第2号。以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的な理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立の適格を欠くと認められるときは、申立後5日（休日を除く。）以内に、当該申し立てを行った者に対して苦情処理手続非該当通知書（様式第3号）により通知するものとする。

**(苦情処理手続に係る明示)**

**第6条** 契約担当者は、第3条から前条までに規定する手続について、次のとおり明示するものとする。

- (1) 第3条第1号に係る手続については、競争参加資格確認通知書（電子入札対象工事の場合は、当該競争参加資格確認通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に記載する。
- (2) 第3条第2号に係る手続については、非指名の通知書に記載する。
- (3) 第3条第3号及び第4号に係る手続については、公共工事の契約を担当する課（室）及び出先機関において閲覧に供する。

**(苦情処理結果の公表)**

**第7条** 契約担当者は、申立者に回答を行ったときは、苦情申立書及び苦情申立に係る回答書（以下「苦情申立書等」という。）を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

- 2 苦情申立書等の公表期間は、当該回答を行った日の属する年度の翌年度末までとする。

**(再苦情の申立ができる者及び苦情申立ができる範囲)**

**第8条** 第5条第1項の回答書を受領した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、知事に対して、再苦情の申立を行うことができる。

**(再苦情申立の方法)**

**第9条** 再苦情の申立は、契約担当者が第5条第1項の回答書を通知した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、契約担当者に対し、持参により再苦情申立書（様式第4号）を提出して行わなければならない。

**(再苦情申立の処理)**

**第10条** 知事は、再苦情申立者に対し、福岡県入札審議委員会要綱（平成14年12月24日14管行第135号総務部長通知）により議事を行う福岡県入札審議委員会（以下「入札審議委員会」という。）の議事を経、かつ、その結果を尊重した上で、入札審議委員会からの報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内にその結果を再苦情申立に係る回答書（様式第5号）により回答するものとする。再苦情に係る工事について、再苦情に係る回答がなされていない工事についても原則として、入札は停止しない。

この場合において、再苦情の申立を認めないとしたときは理由を示してその旨を、再苦情の申立を認めるときは申立を認める旨及びこれに伴い講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対して明らかにするものとする。

**2** 前項にかかわらず、知事は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立の適格を欠くと認めるときは、申立後7日（休日を除く。）以内に、当該申し立てを行った者に対して再苦情処理手続非該当通知書（様式第6号）により通知するものとする。

**(再苦情処理結果の公表)**

**第11条** 知事は、再苦情申立者に回答を行ったときは、再苦情申立書及び再苦情申立に係る回答書（以下「再苦情申立書等」という。）を閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

**2** 再苦情申立書等の公表期間は、当該回答を行った日の属する年度の翌年度末までとする。

**(苦情処理等の事務)**

**第12条** 苦情処理に係る事務は、当該工事の契約を担当する課（室）長又は出先機関の長が行うものとする。

**2** 再苦情処理に係る事務は、当該工事を所掌する部（局）の部（局）長、県警察本部長又は県教育長が行うものとする。

**附 則**

この要領は、平成15年1月1日から施行し、同日以降に福岡県財務規則第142条に規定する事前決裁を終えた工事から適用する。

**附 則** (平成16年10月1日16管第3624号の5総務部長依命通達)

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

**附 則** (令和3年2月10日2財活第2858号総務部長依命通達)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

苦情申立書

年　月　日

(契約担当者) 殿

(苦情申立の住所・氏名)

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

苦情申立の対象となる工事名	
不服のある事項	
不服の主張の根拠となる事項	

この苦情申立書は、契約担当者まで持参してください。

なお、この申立書は、苦情申立に係る回答書とともに閲覧に供します。

様式第2号（第5条関係）

苦情申立に係る回答書

年　月　日

商号又は名称

代表者名

様

(契約担当者)

年　月　日付けで申立があつた不服事項等については、次のとおり回答します。

工　事　名	
申立事項への説明	

本回答書に異議がある場合は、再苦情の申立を行うことができます。

再苦情の申立は、本回答を通知した日の翌日から起算して7日（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日を除く。）以内に再苦情申立書により行うことができます。

再苦情申立書には、申立者の氏名及び住所、申立の対象となる工事名、本回答書に対し不服のある事項並びに不服の根拠となる事項について記載してください。

再苦情に対する回答は、別に設置する福岡県入札審議委員会の議事を踏まえた上で、その委員会からの報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に行います。

様式第3号（第5条関係）

苦情処理手続非該当通知書

年　　月　　日

商号又は名称

代表者名

様

(契約担当者)

年　　月　　日付けで申立があつた不服事項等については、次のとおり、福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続に該当しませんので通知します。

工事名	
該当しない 理由	

様式第4号（第9条関係）

再苦情申立書

年　月　日

福岡県知事 殿

(再苦情申立の住所・氏名)

住所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

再苦情申立の対象となる工事名	
不服のある事項	
不服の主張の根拠となる事項	

この再苦情申立書は、苦情申立に係る回答を所掌した課又は出先機関の長を経由して提出してください。

なお、この申立書は、再苦情申立に係る回答書とともに閲覧に供します。

様式第5号（第10条関係）

再苦情申立に係る回答書

年　　月　　日

商号又は名称

代表者名　　様

(知事)

年　　月　　日付けで申立があつた不服事項等については、次のとおり回答します。

工　　事　　名	
申立事項への説明	

様式第6号（第10条関係）

再苦情処理手続非該当通知書

年　　月　　日

商号又は名称

代表者名

様

(知事)

年　　月　　日付けで申立があつた不服事項等については、次のとおり、福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る再苦情処理手続に該当しませんので通知します。

工事名	
該当しない 理由	